審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　森林整備課

法令名	森林法	法令番号	昭和２６年法律第２４９号
手続名	保安施設地区内の立木伐採の許可等	根拠条項	第４４条

審査基準	「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和４５年６月２日付け　４５林野治第９２１号　林野庁長官通達）の記第１０第５項による。

受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間　３０日 標準経由期間　１５日	目次No.	4